

事務連絡
令和6年7月5日

各国立大学法人高等教育の修学支援新制度担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構
高等教育の修学支援新制度担当課
各学校法人高等教育の修学支援新制度担当課
放送大学学園高等教育の修学支援新制度担当課
大学を設置する各学校設置会社高等教育の修学支援新制度担当課
各地方公共団体（各都道府県、各市町村、各組合等）
公立学校に係る高等教育の修学支援新制度担当課
各地方公共団体（各都道府県）
私立学校に係る高等教育の修学支援新制度担当課
各都道府県教育委員会
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局長障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省高等教育局学生支援課
高等教育修学支援室

令和7年度以降における多子世帯の大学等授業料等無償化及び
高等教育の修学支援新制度の学業要件について

各位におかれては、日頃より、円滑な奨学金事務の実施に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

多子世帯に対する大学等の授業料等無償化は、令和6年4月26日付け事務連絡「令和7年度からの多子世帯に対する大学等の授業料等無償化について」でお示ししており、令和7年度から実施することとしております（別添1）。

さらに、高等教育の修学支援新制度では、一定の学業要件を満たすことを支援継続の要件としており、この度、「高等教育の修学支援新制度における学業要件の在り方について（報告）」（令和6年6月28日高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議決定）が取りまとめられました。（別添2及び別添3）

本検討会議では、

- ・ 本制度の施行から4年が経過し、これまでの実績や成果等を踏まえつつ、本制度の趣旨や目的を達成する手段として、現在の学業要件等について見直すべき点はあるか、
- ・ 令和6年度から中間層への支援拡充、令和7年度から多子世帯の無償化により、支給対象者数が拡大することにより、学業要件等について変更するべき点はあるか、

という視点から、本制度における学業要件の位置づけや基本的な考え方などについて、具体的な検討をいただきました。

当該報告書を踏まえた学業要件の適正化に係る所要の法令等の改正については、以下の内容で年度内に実施し、別途お知らせすることとなりますが、文部科学省として、令和7年度以降における学業要件の取扱いについて下記のとおり適正化を図ることとしました。

については、各学校におかれては、別添3も御活用いただき、本制度を活用する生徒・学生等に御案内いただくようお願いいたします。

また、各都道府県知事におかれては所轄の高等学校及び専修学校（高等課程及び専門課程に限る。以下同じ。）に対して、各都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会並びに所管の高等学校及び専修学校に対して、国公立大学長におかれては管下の附属学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対して周知をお願いします。

なお、学校における働き方改革の観点から、周知の範囲及び方法については、全ての学校に一律に通知する以外にも、例えば、他の案件とまとめて周知する、教育委員会主催の教員研修の場で配布する等、各教育委員会等において必要に応じて御判断いただきますよう、お願いします。

記

1. 支援継続に係る学業要件の適正化について（別添3）

（1）支援を打ち切る「廃止」の要件について、以下のとおりとすることとしたこと。

【廃止要件】

以下のいずれかに該当する場合

- ① 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。
- ② 修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。以下同じ。）の合計数が標準単位数の6割以下であること。
- ③ 履修科目の授業への出席率が6割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。
- ④ 警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること（（3）に述べる「停止」の区分に該当する場合を除く。）。

（2）「警告」の要件について、以下のとおりとすることとしたこと。

【警告要件】

廃止要件に該当せず、以下のいずれかに該当する場合

- ① 修得した単位数の合計数が標準単位数の7割以下であること。
- ② 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること。

③ GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること（次のいずれかに該当する場合を除く。）。

- ・ 正規の修業年限を満了するまでに、所属する学部等の教育課程と密接に関連した、当該大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等を十分に取得できる水準にある場合。
- ・ 児童養護施設に入所していた者等であって、履修科目の授業への出席率が高いことその他の学修意欲が高い状況にあると認められる場合。

(3) 「停止」の要件については、引き続き以下のとおりとすることとしたこと。

- 警告の区分に該当する学業成績に連続して該当する場合のうち、2回目の警告が(2)③のみに該当すること。

(4) 災害、傷病その他のやむを得ない事由によって「廃止」、「停止」、「警告」の区分に該当することとなった場合については、引き続き、これらに該当しないこととして扱うこと。

2. 大学等における学生等への支援及び高等学校等における周知について

各大学等においては、本制度を活用する学生等にとどまらず、学生等に対するきめ細かな学修指導・生活相談を実施いただいているところであるが、令和7年度からの支援対象の拡大及び今般の学業要件の適正化について、各大学等において利用する学生ポータルサイト等において周知することが考えられること。その際、現在支援対象となっていない学生等も令和7年度の対象拡大により新たに支援対象となる場合があることにも留意しつつ、現在本制度を利用している学生等、特に適正化後の要件を充足しない者に対する注意喚起を行うことが望まれること。

また、上記1.の支援継続に係る学業要件の適正化に関わらず、採用時には、進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲がある者について支援の対象とするべく、高等学校等までの成績で否定的な判断をせず、レポートや面談等で、進学意欲や明確な進路意識が確認できれば支援対象となることと合わせた周知を行うこと。

<添付資料>

別添1 令和7年度からの多子世帯の大学等授業料等無償化 周知用資料

別添2 【概要】高等教育の修学支援新制度における学業要件の在り方について（報告）

別添3 高等教育の修学支援新制度における学業要件の在り方について（報告）

別添4 令和7年度以降の学業要件について

<参考>

○高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議

報告書・過去の会議資料・議事録について

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1417033_00015.htm

<本件連絡先>

文部科学省高等教育局学生支援課高等教育修学支援室

TEL : 03-5253-4111 (内線3495、3496)

E-Mail : shienshitsu@mext.go.jp

【専門学校に関すること】

文部科学省高等教育局学生支援課

高等教育修学支援室（専門学校担当）

（総合教育局生涯学習推進課専修学校教育振興室内）

TEL : 03-5253-4111 (内線3280、3958)

E-Mail : koto-syugaku-chihou@mext.go.jp

大学等の無償化 子ども3人以上の世帯への支援を拡充します！

開始時期

令和7年度～(入学生・在学生)

※令和6年度以前から在学している方も対象となります。

申込手続

令和7年度入学後各学校で

支援対象

子ども3人以上の世帯

所得制限

所得制限なし

減額支援

授業料70万・入学金26万
(私立大学4年制の場合70万円×4年+26万円が減額支援)

※令和7年度からの多子世帯への支援は、授業料等の減額支援のみです。現金支給ではなく、各学校の授業料等が減額されます。

学業要件

学修意欲があれば採用

進学後に満たすべき要件は



チェック✓

◆ 子ども3人以上の世帯が対象



- 3人同時に扶養(親族から経済的援助を受けること)されている間は、第1子から支援対象となります。
- 第1子が就職を機に経済的に自立するなど扶養から外れた場合は支援対象外となります。

R7年度改正のよくある質問は



チェック✓

◆ 要件を満たした大学・短大・高専・専門学校が対象



- 一定の要件を満たした学校(大学・短期大学・高等専門学校(4・5年)・専門学校)が対象となります。
- 対象外の学校に入学した場合は支援を受けることができません。

支援の対象となる学校は



高等教育の修学支援新制度における学業要件の在り方について【概要】

1. 趣旨

「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)を踏まえ、高等教育の修学支援新制度(以下「新制度」という。)における学業要件等の見直しについて検討を行う。

「こども未来戦略」(抄)(令和5年12月22日閣議決定)

高等教育費により理想のこども数を持たない状況を払拭するため、2025年度から、多子世帯の学生等については授業料等を無償とする措置等を講ずることとし、**対象学生に係る学業の要件について必要な見直しを図る**ことを含め、早急に具体化する。

2. 学業要件の在り方

本制度では、進学前の進路意識と学びの意欲、進学後の十分な学修状況を見極めた上で支援ができるよう、高校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、学修意欲や進学目的等を確認するとともに、進学後は学修意欲に加え、学習成果の質についても一定の学業要件が設けられている。

新制度開始後4年が経過すること等を踏まえ、学生等の学修意欲を喚起する観点から学業要件の適正化を図る。

廃止	現行の要件と今後の方針(現行→見直し)
修得単位数	適正化を図る観点から、修得単位数が標準単位数の5→6割以下
授業への出席率	適正化を図る観点から、授業への出席率が5→6割以下であるなど学修意欲が著しく低い状況
その他の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・修業年限で卒業又は修了できないことが確定 ・「警告」に連続して該当(2回目の警告がGPA等の成績評価のみである場合は「停止」(令和5年10月から実施)としており、この効果を検証することが必要)
警告	現行の要件と今後の方針(現行→見直し)
修得単位数	適正化を図る観点から、修得単位数が標準単位数の6→7割以下
授業への出席率	授業への出席率が8割以下であるなど学修意欲が低い状況
GPA等の成績評価	GPA等が学部等における下位4分の1(学修意欲の喚起に一定の効果がみられること、また令和5年10月から、2回目の警告がGPA等の成績評価のみである場合は「停止」としたことの効果を検証することが必要)

※現在、傷病・災害等の斟酌すべきやむを得ない事由がある場合、上記に該当しないこととしているが、今後、制度開始以降の実績等を踏まえ、具体的な事例を学生や大学等の関係者に対して示す。

3. 今後の検討課題

- ・大学・専門学校等における学修支援・生活相談の充実(特に「警告」「停止」「廃止」となった学生等への支援)
- ・初等中等教育段階における周知
- ・学修成果の評価の在り方(特に「停止」の効果等を踏まえたGPA等の成績評価の在り方)
- ・教育費負担軽減の実施状況や効果等を検証し、引き続き教育費負担軽減に取り組む必要性
- ・大学、専門学校等の学生等や中学生・高校生等の意見を受け止め反映する取組 など

会議委員 五十音順、◎座長

市原 康雄	学校法人名古屋技芸学園理事長
田名部 智之	全国高等学校PTA連合会副会長
仁科 弘重	国立大学法人愛媛大学学長
◎ 福原 紀彦	日本私立学校振興・共済事業団理事長 (前中央大学学長)
室橋 祐貴	日本若者協議会代表理事
両角 亜希子	東京大学大学院教育学研究科教授
吉岡 知哉	独立行政法人日本学生支援機構理事長 (前立教大学総長)

検討経緯

- 第1回 令和6年3月14日
高等教育の修学支援新制度の現状について
- 第2回 令和6年4月22日
学業成績等の要件について
- 第3回 令和6年5月24日
関係団体からの御意見について
- 第4回 令和6年6月17日
報告書(案)について

高等教育の修学支援新制度における学業要件の在り方について (報告)

令和6年6月28日
高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議

<目次>

はじめに	2
1. 学業要件の在り方について	4
(1) 学業要件全体に係る考え方	
(2) 出席率・修得単位数に係る要件	
(3) GPA等の学修成果に係る客観的な指標に係る要件	
(4) その他の学業要件	
2. 今後の検討課題	12
(資料1) 高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議 (令和6年2月21日高等教育局長決定)	15
(資料2) 高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議の開催経緯	17

はじめに

- 「高等教育の修学支援新制度」は、低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成することを目的として、令和2年度より開始された。初年度は約27万人、令和5年度は約34万人に対して支援を実施し、制度開始前（平成30年度）には約40%¹と試算された住民税非課税世帯に属する者の大学等進学率は、令和5年度では約69%²となるなど成果を上げつつある。
- 一方、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」において、「教育費の負担が理想のこども数を持たない大きな理由の一つとなっているとの声があることから、特にその負担軽減が喫緊の課題とされる高等教育については、教育の機会均等を図る観点からも、着実に取組を進めていく必要がある」とされ、高等教育費の負担軽減として、令和6年度から授業料等減免及び給付型奨学金を多子世帯や私立理工農系の中間層（世帯年収約600万円）を対象を拡大することに加え、令和7年度から多子世帯の学生等については授業料等を無償とする措置等を講ずること等が政府の方針として示された。
- 「こども未来戦略」においては、令和7年度から多子世帯の学生等について授業料等を無償とする措置を講ずることと併せて「対象学生に係る学業の要件について必要な見直しを図ることを含め、早急に具体化する」こととされており、これを踏まえ、令和6年3月14日には「高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議」（令和6年2月21日高等教育局長決定）が設置された。
- 本検討会議では、
 - ・ 本制度の施行から4年が経過し、これまでの実績や成果等を踏まえつつ、本制度の趣旨や目的を達成する手段として、現在の学業要件等について見直すべき点はあるか、
 - ・ 令和6年度から中間層への支援拡充、令和7年度から多子世帯の無償化により、支給対象者数が拡大することにより、学業要件等について変更するべき点はあるか、という視点から、本制度における学業要件の位置づけや基本的な考え方、また、本制度を利用した学生等へのアンケート調査の実施、関係団体への意見聴取など、新制度開始以降の状況も総合的に鑑みながら、具体的な検討を進めてきた。

¹ 住民税非課税世帯の JASSO 奨学金利用者（実績）＋JASSO 奨学金を利用せずに進学している者（推計）／（高校生等奨学給付金を受給者している高3生＋児童養護施設への措置を解除された者、里親への委託を解除された者（18歳）（推計）

² R4 高校生等奨学給付金受給者のうち大学等に進学した者／R4 高校生等奨学給付金受給者（実績）※令和4年度に「高校生等奨学給付金」を受給していた高校3年生の卒業後の進路について、全国の国公私立高等学校等の割合を踏まえ、10分の1程度の高校を無作為に抽出して調査を実施（500校について実施。（令和5年9月）

- 学生等へのアンケート³では、学業要件を課していることについて、「公的な支援を受けており、学業要件は必要だ（又は、仕方がない）」（12,277名、76.2%）、「勉強に取り組む動機付けになるので、ある程度必要だ」（5,606名、34.8%）、「学業要件があったから、一生懸命頑張って勉強できた」（4,595名、28.5%）という回答が多く占める一方、「学業要件があるのは厳しい」（396名、2.5%）という回答は少なかった。

- 関係団体への意見聴取⁴では、全体的な方向性として、例えば、
 - ・ 今次の改正に伴う受給対象者の拡大に応じ適切な水準を予め設定しておくことは極めて困難であることから、当面の間は現行基準を維持し、対象となる学生にとって不利な取扱いとなる場合には、例外的な配慮を行うことも可能とする方針が良い、
 - ・ 今後も学力・資質要件を継続する場合であっても、より多くの経済的問題を抱える学生がこの制度を引き続き活用し、『学位取得』ができるよう、要件の厳格化は極力避け、弾力的な取扱いを検討することが望ましい、
 - ・ 支援対象範囲拡大に伴う公費の増額が見込まれ、本制度の運用についてはより一層の透明性と公平性が求められることを踏まえ、支援継続の条件には今後も一定程度厳格な基準を定めることが適切である
 など、多様な意見をいただいた。

- これまでの検討を踏まえ、本制度における学業要件の基準について、下記1.（1）～（4）のとおり、考え方を取りまとめた。

³ 【調査期間】 令和6年3月21日（木）から4月4日（木）まで
 【調査対象】 令和5年度で給付型奨学金の支給が終了して卒業・修了する学生等
 【調査回答】 16,107人（回答率27.4%）

⁴ 国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学協会、日本私立大学連盟、全国公立短期大学協会、日本私立短期大学協会、国立高等専門学校機構、全国公立高等専門学校協会、日本私立高等専門学校協会、全国専修学校各種学校総連合会の10団体に対して実施。

1. 学業要件の在り方について

(1) 学業要件全体に係る考え方

【学業要件の基本的な考え方】

(採用時) 高校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等（進学後の申込の場合は大学等）が、レポートの提出や面談等により、本人の学修意欲や進学目的等を確認する。

(採用後) 学修状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切る。

- 本制度は、支援を受けた学生等が大学・短期大学・高等専門学校・専門学校でしっかり学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになることを目的としている。また、公費を投じる以上、社会的にも理解が得られるような学生等に対して支援を行う必要がある。これらのことから、進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲や進学後の十分な学修状況をしっかりと見極めた上で学生等に対して支援を行うことができるよう、学生等に対する学業要件が設けられている。
- 具体的には、高校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等が、レポートの提出や面談等により、本人の学修意欲や進学目的等を確認し、要件を満たす場合は、人数の制限なく、支援の対象としている。
- このように、採用時の要件は緩やかにする一方で、大学等への進学後は、その学修状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合は、「廃止⁵⁾」「停止⁶⁾」「警告⁷⁾」の措置を講じることとしている。具体的には、進学前と進学後で「学修意欲」を継続的に確認しつつ、進学後は「学修意欲」に加え、学生等の十分な学修状況をしっかりと見極める観点から学修成果の「質」についても一定の

⁵⁾ 支援を打ち切ること。修業年限で卒業又は修了できないことが確定した場合や、修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下である場合、授業への出席率が5割以下である場合などに適用。

⁶⁾ 支援対象者としての認定の効力が停止すること。停止事由が解消された場合、支援が再開される。令和5年10月から、2回連続して警告の区分に該当した場合のうち、2回目の警告が「GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属する場合」のみである場合に適用することとした。

⁷⁾ 学業成績が不振である場合に、その旨の警告をすること。支援を受けた学生等が社会で自立し、活躍できるようになるよう、一度成績等が芳しくなくても、一定程度にとどまる場合には指導的な警告を与えることにより、支援を受ける学生等に対して一層の意欲を引き出し、成績等改善を促すことを目的としたもの。2回連続して警告の区分に該当した場合には、廃止となる（停止となる場合を除く）。修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下である場合やGPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属する場合、授業への出席率が8割以下である場合などに適用。

要件を設けており、本制度の趣旨に鑑みれば「学修意欲」と「質」のいずれもそれぞれ満たす必要がある。

- この基本的な考え方は、本制度の根幹となるものであり、4年経過した現時点において積極的に変更すべき不合理性は見られていない。また、現状においても、各大学等において支援対象者に対するきめ細かなサポート体制が構築されており、基本的な考え方を変更することは、今後の支援対象者の拡大を控える中であって、これまでの学校現場における学修支援充実の取組を大きく改めさせること等にもつながるおそれがあることから、本制度を着実に定着させていく観点からも引き続き維持することが適当である。
- なお、関係団体からの意見聴取においては、各学業要件において「求めているものやその妥当性について、生徒及び学生、あるいは社会に対して教育的かつ丁寧な説明すべき」という意見があったことに留意すべきである。

(2) 出席率・修得単位数に係る要件

【現行の要件】

廃止要件

- ・履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること
- ・修得した単位数の合計数が標準単位数⁸の5割以下であること

警告要件

- ・履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること
- ・修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること

- 本制度では、進学前に確認する学修意欲について、進学後も引き続き学生等が十分な学修意欲を有することを確認するため、出席率や修得単位数について一定の要件を課している。
- 出席率に係る要件については、例えば、1科目の授業数が15回（半期）である場合、現行においては、3回（2割）欠席した場合に「警告」、8回（5割超）欠席した場合には「廃止」としている⁹。令和5年度末において、本要件により「警告」となった者の割合は2.0%、「廃止」となった者の割合は0.7%となっている。
- 学生等へのアンケートでは、出席率について、「適切な水準だと思う」と回答した割合が79%、「もっと高い（厳しい）基準でも良い」「やや高い（厳しい）基準でも良い」と回答した割合が14%、「もっと緩やかな基準が良い」「やや緩やかな基準が良い」と回答した割合が7%となっている。
- 出席率は学生等本人の学修意欲や努力による要素が大きく、学びの意欲を測る一番の指標であるとの意見や、高等学校における出席に係る取組等も勘案して、廃止の要件である「5割以下」はより厳しくすべきであるとの意見、また、関係団体からの「本人の学修意欲等に大きく左右される要件は現行基準の見直しが必要」といった意見等を踏まえ、支援を受ける学生等の学修意欲を喚起する効果を高めるために、本要件の適正化を図る観点から、総合的に勘案し、「廃止」の基準を1割程度引き上げることが適当である。一方、「警告」の基準については、現行の「8割以下」より厳しい「9割以下」とする場合、半期に1回

⁸ 各大学等が卒業又は修了の要件として定める単位数（単位制によらない専門学校については時間数）を修業年限（長期履修学生にあっては当該長期履修期間）で除した数に、当該学生の在学年数を乗ずることにより算出した単位数。

⁹ 出席率で測ることができない場合は、例えば、課題の提出状況や授業外での学修状況などを勘案して、学修意欲を判定することも考えられる。

しか欠席が許容されないこととなるため、現在の基準を維持することが適当である。

- なお、関係団体からの意見聴取では、「授業形態等により精度に欠ける場合がある。精度を上げるためにかかる労力は負担が重く、もっとシンプルな要件にする方が学生の納得度や大学間の対応の差が埋まると思われる」、「教育方法が多様化する現在の大学において、すべての科目で、出席率を一律の基準で測定している大学は少ないのではないか」などの意見もあった。この点については、出席率で測ることができない場合の取扱いについて、具体的に大学等に示す必要がある。
- 修得単位数に係る要件については、6割以下である場合は警告、5割以下である場合は廃止としている。令和5年度末において、本要件により警告となった者の割合は0.2%、廃止となった者の割合は0.9%となっている。
- 学生等へのアンケートでは、修得単位数について、「適切な水準だと思う」と回答した割合が77%、「もっと高い（厳しい）基準でも良い」「やや高い（厳しい）基準でも良い」と回答した割合が17%、「もっと緩やかな基準が良い」「やや緩やかな基準が良い」と回答した割合が6%となっている。
- 学部等の特性により必ずしも毎年標準単位数に対して10割以上である必要性はないものの、関係団体からの意見聴取においても「標準単位数の6割以下は留年が決定する低さであり『警告』の意味をなさない」との指摘があるように、修得単位数が少ない場合、修業年限内での卒業や修了が難しくなること等を踏まえ、支援を受ける学生等の学修意欲を喚起する効果を高めるために本要件の適正化を図る観点から、総合的に勘案し、「警告」及び「廃止」とする水準を1割程度引き上げることが適当である。
- 一方、「本制度の対象学生には経済的困難な状況にあるためアルバイトに時間を割かざるを得ない学生や、合理的配慮が必要な学生といった多様な学生がいることにも配慮する必要があることから、要件を厳しくするべきではなく、その弾力的な取扱いが検討されて良い」などの意見を踏まえ、出席率・修得単位数に係る要件の取扱いにおいても、不慮の事情がある場合について、十分に留意すべきである。

【学業要件の見直し案①】

廃止要件

- ・履修科目の授業への出席率が6割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること
- ・修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること

警告要件

- ・履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること
- ・修得した単位数の合計数が標準単位数の7割以下であること

★出席率で測ることができない場合の取扱いについて、具体的に大学等に示す。

★傷病や災害等の不慮の事情がある場合には、引き続き警告・廃止とせず、不慮の事情として斟酌すべき場合等について具体的に大学等に示す*。

※文部科学省で公表している授業料等減免事務処理要領や、高等教育の修学支援新制度に係る質問と回答（Q&A）において、具体的な事例を大学等に示す。

(3) GPA 等の学修成果に係る客観的な指標に係る要件

【現行の要件】

警告要件

- ・ GPA 等が学部等における下位 4 分の 1 の範囲に属すること
- ※令和 5 年 10 月から、2 回連続して警告の区分に該当した場合のうち、2 回目の警告が本要件のみである場合は停止としている。

※以下の場合には、上記に該当しないこととする。

- ・ 学生等の所属する学部等の教育課程と密接に関連した、確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等を十分に取得できる水準にあると見込まれる場合
- ・ 社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合

- 本制度では、進学後の学生等自身の十分な学修意欲や学修状況をしっかりと見極める観点から、「GPA 等が学部等における下位 4 分の 1 の範囲に属すること」という要件を設けることにより、支給を受ける学生等の学修成果の「質」について一定の水準を求めている。GPA は客観的な成績評価を行う方法として導入されており、体系化された教育課程における学生等の学修成果の状況を示す指標として学生等へのきめ細かな履修指導や学修支援と一体的に運用されるとともに、進級・卒業要件、退学・留年勧告、各種奨学金の選考等の基準として用いている学校もある。

関係団体からの意見聴取においては「自大学の学生同士の比較によらない全国共通の何らかの指標を設けて判断」することや、「相対評価によらず絶対評価（GPA が一定以下）とするなど順位によらないよう見直しが図れないか」、「GPA1.8 未満というように数値で示す方がよい」といった意見があったところではあるが、学修成果の評価に当たっては、大学等によってその算出方法や運用実態が様々であり、本制度における一律の水準として、絶対的・統一的なものを設けることは困難であることから、本制度においては、相対的な水準による要件としている。

- なお、旧給付型奨学金¹⁰では「警告」¹¹に係る、「学修の評価内容」に関する要件として、「下位 2 分の 1」であることを目安として設けていたが、本制度開始に当たっては、この取扱いを踏襲しつつも、進学の後押しをするだけでなく、その後の修学を積極的に支援し、社会での自立・活躍を図るものであることや、支援が公費で賄われるものであること、「警告」を連続して受けた場合には支援を打ち切ることとしたこと等を総合的に勘案し、「下位 4 分の 1」としたもので

¹⁰ 平成 29 年度に住民税非課税世帯を対象として創設されたもの。

¹¹ 旧給付型奨学金における「警告」は、支給は継続するが、成績が回復しない場合は停止又は廃止とする措置をいう。

ある。

- その後、一旦「警告」の連続により支援が受けられなくなったとしても、修学を継続し、良好な学業成績を取めて修業年限までに卒業することを後押しするため、支援を受けられなくなった後の学業成績次第で支援を再開することができるよう、令和5年10月より、2度目の「警告」が本要件のみによる場合は「廃止」ではなく、次の学業成績の判定時まで支援を「停止」することとしたところである。
- 令和5年度末において、本要件により「警告」となった者の割合は10.8%、「停止」となった者の割合は3.5%となっている。
また、本要件により「警告」となった学生等のうち、次回の判定において「継続」となった割合は約6割となっており¹²、本要件による「警告」により学修を促す効果は一定程度あると評価できる。
- 学生等へのアンケートでは、「適切な水準だと思う」と回答した割合が75%、「もっと高い（厳しい）基準でも良い」「やや高い（厳しい）基準でも良い」と回答した割合が16%、「もっと緩やかな基準が良い」「やや緩やかな基準が良い」と回答した割合が9%となっている。その中には、学業要件があったから、一生懸命頑張って勉強できたという回答もあった。
- 令和7年度からの多子世帯の授業料等無償化に伴う支援対象者数の拡大により、GPA等が下位4分の1とならないよう努力をする者が増え、本要件を満たすことが難しくなるのではないかという意見や、関係団体からの意見聴取では「GPA基準のみ未達の学生については、本人以外の学生の成績との相対評価による判定となるため、たとえ2回連続で該当したとしても、一概に本人の学修意欲が乏しいと判断することはできない」といった意見がある一方、「学生アンケートでは現行要件が厳しいとする回答が少数（約2%）であること、必要以上の緩和は社会の理解が得られない可能性がある」という意見もあった。
- このように、本要件の在り方については様々な意見があるところであるが、本要件については前述の「停止」の仕組みを導入したところであり、これにより、連続「警告」により「廃止」となった学生等について、令和4年度末において4.1%であったものが、令和5年度末において1.0%と減少していることや、「停止」の導入による学生等の学修の喚起等の効果を把握することが必要であること、制度の頻繁な変更は学生等や学校関係者の混乱を招くおそれがあることから、当面はGPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属することとする本要件は維持することが適当である。その上で、「停止」の仕組みを導入したこ

¹² 大学については、令和4年度末の適格認定によりGPA下位1/4に該当した22,322人（全体の11%）のうち、12,344人（55%）は令和5年度末の適格認定においてGPA下位1/4を脱している。

との効果や、今後支援対象者を拡大することによる影響等も踏まえた上で、本制度における学修成果の評価の在り方について検討する必要がある。

○ また、

- ・教育課程の特性として、資格の取得や検定への合格を目的とする学校においては、成績が下位4分の1に属する学生等であっても資格の取得または検定への合格ができる場合も想定されること、
- ・児童養護施設に入所していた者等の社会的養護を必要とする者の中には、たとえ学修意欲をもって大学等に進学したとしても、進学した時点では必ずしも十分な学修習慣が身に付いていない場合や勉強に集中して励む環境に恵まれなかった場合などが想定されること、

を踏まえ、これらの場合においては、「GPA 等が学部等の下位4分の1の範囲に属する」場合であっても「警告」に該当しないこととしている。これらの特例の取扱いについては、見直す要因が生じているとは考えられないという意見や、このような取扱いを増やして複雑にすると必要な情報が届かないのではないかという意見があったところであり、変更しないことが適当である。

○ なお、学生等の学修意欲を喚起する効果を高めるためには、学生等が当該水準について予見可能性を持つことが肝要であり、また、成績評価結果の分布等に関する情報を共有することは、各教員間・授業間における成績評価基準の平準化や、評価の客観性・信頼性の確保が進むことも期待される。このことも踏まえ、大学等において算定方法や分布状況を公表するとともに、各学部等における過去のGPA下位4分の1となる水準等を学生等に対してあらかじめ示すなどの工夫を促すことが必要である。

【学業要件の見直し案②】

警告要件

- ・GPA 等が学部等における下位 4 分の 1 の範囲に属すること
- ※ 2 回連続して警告に該当した場合のうち、2 回目の警告が本要件のみである場合は停止とする。

※以下の場合には、上記に該当しないこととする。

- ・学生等の所属する学部等の教育課程と密接に関連した、確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等を十分に取得できる水準にあると見込まれる場合
- ・社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合

- ★傷病や災害等の不慮の事情がある場合には引き続き警告・廃止とせず、不慮の事情として斟酌すべき場合等について具体的に大学等に示す。
- ★令和 5 年 10 月に導入した「停止」の効果をはじめとした実施状況等を踏まえながら、今後、学修成果の評価の在り方について検討が必要。
- ★学生等が十分な予見可能性を持つことができるよう、各学部等における過去の GPA 下位 4 分の 1 となる水準等を学生等に対して示すなどの工夫を促す。

(4) その他の学業要件

【現行の要件】

廃止要件

- ・ 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。

「廃止」又は「警告」の全ての要件に係る特例

以下の場合には、「廃止」又は「警告」に該当しないこととする。

- ・ 傷病・災害等の不慮の事由がある場合

- 本制度の趣旨に鑑みて、修業年限で卒業又は修了できないことが確定した場合は、廃止とすることとしている¹³。
- また、傷病や災害等により学生等本人に帰責性のない事由により学業成績に関する一定の基準を満たせず支援を打ち切ることとした場合には、本制度の趣旨を損なうおそれがあり、傷病・災害等の不慮の事由がある場合には「廃止」又は「警告」に該当しないとする特例は、引き続き維持すべきである。
- なお、不慮の事由に係る判断は、学生等の個別の事情に合わせて対応できるよう、大学等により適切に判断されることが必要であり、現に学生等の個別の事情を踏まえた対応がなされているところであるが、これまでの過去4年間の制度実績により、より具体的な事例等が累積されていること等を踏まえ、各関係団体とも情報を共有しながら、不慮の事由として斟酌すべき場合（学生等本人に係る事故・傷病に起因する場合や、生計維持者の稼得能力の変化等の家庭等の周辺環境の変化に起因する場合など）等について具体的かつ大学等における判断に資するように示すことが必要である。

¹³ 留学などを理由として、正規の手続きにおける「休学」をした場合には、休学期間中は支援が停止され、復学した場合には支援が再開され、修業年限まで支援を受けることができる。

2. 今後の検討課題

本検討会議は「こども未来戦略」に示された学業要件の見直しの具体化を検討するという枠組みで議論を行ってきた。

本制度は、低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成することを目的として始まったものであるが、他の高等教育施策や各大学等における学修支援・生活相談等の様々な取組をけん引していくべきものであり、支援を受ける学生等にとどまらず、全ての学生等に対してより良い学修の機会が行き届けられるように取り組んでいくことが重要である。

このことも踏まえ、本制度の在り方等において留意すべき事項について、今後の検討課題¹⁴として提言する。

(大学等における学修支援・生活相談の重要性)

- 本制度の目的に鑑みると、学業成績が芳しくない学生等に対して指導的な警告を与え、支援を受ける学生等に対して成績改善を促すことは一定程度妥当ではあるが、各大学等においては、そのような学生等に対して、きめ細かな学修支援や生活相談を併せて実施することが、学生等の成績改善にもつながることに留意する必要がある。その際、職員のみならず、教員を含めた教職員全体が学業要件について理解した上で、一人一人の教職員が、組織的な支援を受けつつ、学修支援や生活相談に取り組んでいくことは、全学的な教学改革と結びつくものであり、その一環として取り組むことの有効性について理解されるべきである。
- 関係団体からも「学生が直接相談できる窓口を設置」、「『警告』となった学生に関しては、保護者にも成績を通知するとともに、学修フォロー計画を提示」、「警告判定のあった学生情報を担任に共有し、修学上の改善を促している」、「各種民間団体や大学独自の奨学金等を案内」、「学校関係者間の調整で、授業料の分割払い、支払い猶予等の対応を行う場合がある」などの報告があり、各大学等において学修支援や生活相談が丁寧に行われている様子が見えてきた。各大学等がこうした優良事例を参照し、学修支援や生活相談の更なる充実につなげることに資するような仕組みが必要である。加えて、「廃止や警告になる前に、出席率や傷病等により、『やむを得ない事情』の特例に該当する学生を事前に把握することが何よりも重要」との指摘もあり、日頃からの学修支援、生活相談の重要性も再認識が必要である。

(初等中等教育段階における周知の重要性)

- 学生等へのアンケートの結果によれば、本制度を知ったきっかけとして「高校生の時に学校の先生から話を聞いて知った」と回答する割合が最も多かった。

¹⁴ 本報告では、「こども未来戦略」の具体化を検討するなかで議論された内容を中心に、今後の検討課題として取りまとめたが、高等教育段階の修学支援の更なる充実に向けた課題としては、本報告では取り上げなかった事項も考えられることについて留意が必要。

- 一方で、本制度の学業要件について「学業要件の内容を含めて知っていた」と回答した割合は、63%であり、32%が「学業要件があることを知っていたが内容までは正確に知らなかった」、5%が「学業要件の存在すら知らなかった」との回答結果であった。
- 高校生等が経済的な理由により進学を断念しないようにし、また、進学後における学生等の努力による成績の維持・改善に係る実効性を担保するためには、学業要件の存在・趣旨等が周知されている必要がある。特に支援を受けようとする者については、大学等に進学する以前の段階で学業要件を含めた制度の内容が十分に周知されることが肝要である。
- また、本制度について知りたかった時期として中学校段階を挙げた学生が2割程度おり、高等学校段階への進路選択を行う中学校段階をはじめ、初等中等教育段階においても児童生徒や保護者への周知がなされることが必要である。その際、児童生徒や保護者が本制度の存在を早い段階から知り、経済的な理由で高等教育における学びを断念することが少しでもなくなるよう、児童生徒や保護者を含む国民に対する幅広い広報や、日頃から児童生徒や保護者に接している教師等に対する周知等を丁寧に行っていくことが重要である。

(学修成果の評価の在り方)

- 1.(3)にも記載したとおりであるが、「GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること」の警告要件について、本要件が相対評価によるものであり、学生等の努力のみによって充足することが難しい場合もあることから、要件を見直すべきという議論もあった。関係団体からの意見聴取においても「精一杯頑張ったにも関わらず成績不振となる学生もおり、こういった学生に対しては救済を検討しても良い」といった意見があった。新設した「停止」区分の状況を引き続き注視した上で、今後、例えば、学修意欲が高く本人の努力が明らかであると確認できる場合には、警告に該当しないこととするなど、実施状況等を踏まえながら検討していくことが望ましい。

(教育費負担軽減の実施状況や効果等の検証について)

- 本制度では、令和6年度、令和7年度に更なる支援策を講じていくこととなっているが、必要となる予算を着実に確保しつつ、このような教育費負担の軽減を着実に進め、その実施状況や効果等を検証しつつ、引き続き、高等教育費の負担軽減に向け、適切な見直しを行うことが必要である。
- その際、年々、制度が複雑になっており、手続きも煩雑であることから、大学等の事務担当者の負担はもとより、制度を利用する学生等にとって分かりにくいという意見が多くあることに留意すべきである。本制度が、多様な学生等の状況に応じた支援を行うことができるよう、学業要件の認定における特例を設けてい

ることを含め、複線的な仕組みとなる傾向にあることは否めないが、学生等の修学をきめ細かに支援するためには、個別の事情を踏まえた対応を行えることを制度上担保することが必要である。支援を必要とする学生等が本制度を利用しやすくするという観点からは、学生等が制度の趣旨や内容を十分に理解できない状況が改善できるよう、手続きの簡素化を図ることを含め、学生等や学校関係者にとって、簡易で分かりやすく、負担の少ないものとなるように努め、大学等における負担が合理的な範囲となるよう配慮がなされることも必要である。

(学生等や中学生・高校生等の意見を受け止め反映する取組について)

- 学生等や中学生・高校生等の意見を聴取し、反映させる取組を実施することが必要である。前述の学生等へのアンケートは、本制度を活用して卒業・修了した学生等を対象としたものであったが、多様な意見を制度改善につなげていく観点からは、特に、学業要件により警告や停止、廃止となった学生等や、これから高等教育への進学を考える中学生・高校生やその保護者からの意見を受け止めていくことも肝要である。

(おわりに)

以上のように、本会議の報告として、家庭の経済状況により進学や修学を断念することがないように支援を行う本制度について、公費による支援という性格を踏まえた適切な学修状況に係る評価を実施すること、学修意欲の喚起に当たっては、学業要件に係る評価のみでなく、学生等の多様化等を踏まえた学修支援・生活支援を実施すること、これらに向けた制度の改善、見直しを提言した。

高等教育全体への支援を拡大することは、同時に高等教育への期待や果たしていくべき役割の大きさ、大学等への進学後の人材輩出についても目を向ける必要がある。総合的な視点から取り組んでいくことが重要である。

今後、政府における議論の深化と具体的な施策の実行を期待したい。

(資料1)

高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議

令和6年2月21日
高等教育局長決定

1. 趣旨

「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)を踏まえ、高等教育の修学支援新制度(以下「新制度」という。)における学業要件等の見直しについて検討を行う。

2. 検討事項

新制度の実施状況を踏まえ、「こども未来戦略」で言及されている以下の事項について検討を行う。

- (1) 多子世帯無償化に伴う対象学生に係る学業要件の見直し
- (2) その他

3. 実施方法等

- (1) 別紙の有識者の協力を得て、上記2に掲げる事項について検討を行う。
- (2) 必要に応じ別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聞くことができるものとする。

4. 実施期間

令和6年3月14日から令和7年3月31日までとする。

5. その他

- (1) 会議に係る庶務は、高等教育局学生支援課において処理する。
- (2) この決定に定めるもののほか、会議の運営に関する事項は、必要に応じ会議に諮って定める。

(別紙)

高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議委員

市原 康雄 学校法人名古屋技芸学園理事長

田名部 智之 全国高等学校PTA連合会副会長

仁科 弘重 国立大学法人愛媛大学学長

座長 福原 紀彦 日本私立学校振興・共済事業団理事長

室橋 祐貴 日本若者協議会代表理事

両角 亜希子 東京大学大学院教育学研究科教授

吉岡 知哉 独立行政法人日本学生支援機構理事長

(五十音順・敬称略)

(資料2)

高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議の開催経緯

第1回 令和6年3月14日(木)

議題：高等教育の修学支援新制度の現状について

第2回 令和6年4月22日(月)

議題：学業成績等の要件について

第3回 令和6年5月24日(金)

議題：学業成績等の要件に関する関係団体からの御意見について

対象：国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学協会、日本私立大学連盟、全国公立短期大学協会、日本私立短期大学協会、国立高等専門学校機構、全国公立高等専門学校協会、日本私立高等専門学校協会、全国専修学校各種学校総連合会

第4回 令和6年6月17日(月)

議題：高等教育の修学支援新制度における学業要件の在り方について(報告案)



高等教育の修学支援新制度の学業要件って何？

令和7年度から
要件が変更に
なります。



文部科学省

支援の継続に当たっては、一定の学修意欲と学修成果を測る要件を満たす必要があります！



具体的な要件

※★はこれまでから変更となる要件(変更内容については裏面参照)

警告(支援は継続)となる要件

- ・出席率が8割以下
⇒半期15回の授業のうち欠席が3回以上
- ・修得単位数が7割以下★
⇒単位数が、
1年生……21単位以下
2年生……43単位以下
3年生……65単位以下
4年生……86単位以下
(卒業に必要な単位数が124単位の場合)
- ・GPA(成績評価)が、
所属する学部等の下位4分の1

廃止(支援打ち切り)となる要件

- ・修業年限内で卒業・修了ができないことが確定
- ・出席率が6割以下★
⇒半期15回の授業のうち欠席が6回以上
- ・修得単位数が6割以下★
⇒単位数が、
1年生……18単位以下
2年生……37単位以下
3年生……55単位以下
4年生……74単位以下
(卒業に必要な単位数が124単位の場合)
- ・警告要件に2回連続で該当
※2回目の警告がGPA要件のみの場合は、
支援打ち切りではなく、次の判定まで支給停止



ちゃんと出席して、単位を取って、成績が上位4分の3なら大丈夫なんだね。でも、自分や家族が病気になったときとかに、授業を受けられなくて、支援を受けられなくなるのだとしたら、安心して進学できないなあ。

思いがけないことが起こるなど事情がある場合は、要件を満たさなくても打ち切り等にはなりません！





令和7年度からどう変わるの？

令和6年度以前からの在学者の方へ



文部科学省

警告(支援は継続)となる要件

- ・出席率が8割以下【変更なし】
⇒半期15回の授業のうち欠席が3回以上
- ・修得単位数が6⇒7割以下★
⇒単位数が、
1年生……18⇒21単位以下
2年生……37⇒43単位以下
3年生……55⇒65単位以下
4年生……74⇒86単位以下
(卒業に必要な単位数が124単位の場合)
- ・GPA(成績評価)が
所属する学部等の下位4分の1【変更なし】

廃止(支援打切り)となる要件

- ・修業年限内で卒業・修了ができないことが確定【変更なし】
- ・出席率が5⇒6割以下★
⇒半期15回の授業のうち欠席が8⇒6回以上
- ・修得単位数が5⇒6割以下★
⇒単位数が、
1年生……15⇒18単位以下
2年生……31⇒37単位以下
3年生……46⇒55単位以下
4年生……62⇒74単位以下
(卒業に必要な単位数が124単位の場合)
- ・警告要件に2回連続で該当【変更なし】
※2回目の警告がGPA要件のみの場合は、
支援打切りではなく、次の判定まで支給停止

令和6年度以前から在学している方も、令和7年度からは、この要件が適用されます。



本制度の詳細についてはHPもご覧ください！

